

公布された規則のあらまし

佐賀県保健福祉事務所管理規則及び佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 84 号）

- 1 母子及び寡婦福祉法及び佐賀県特別会計設置条例が改正されることとなったことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行することとした。